









不燃化推進特定整備地区の指定について

東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(平成二十五年三月二十九日付二十四都市整防第五百九十八号)第五条第一項の規定により、不燃化推進特定整備地区(以下「地区」という。)を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 地区の名称、位置、区域及び面積

(一)

西新宿五丁目地区

新宿区西新宿五丁目の一部(別図一のとおり)

約七・五ヘクタール

(二)

大塚五・六丁目地区

文京区大塚二丁目、大塚三丁目、大塚四丁目、大塚五丁目及び音羽二丁目の各一部並びに大塚六丁目(別図二のとおり)

約二十七・九ヘクタール

(三)

谷中二・三・五丁目地区

台東区谷中二丁目、谷中三丁目及び谷中五丁目(別図三のとおり)

約二十八・七ヘクタール

(四)

京島周辺地区

墨田区京島一丁目の一部、京島二丁目及び京島三丁目

約二十八・七ヘクタール

京島周辺地区

墨田区京島一丁目の一部、京島二丁目及び京島三丁目